

1. 件名：「玄海原子力発電所3，4号炉及び川内原子力発電所1，2号炉の地震等に係る新基準適合性審査（標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る変更）に関する事業者ヒアリング（14）、（14）」

2. 日時：令和5年4月6日（木） 10時00分～11時05分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者（※：テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁：名倉安全規制調整官、佐口主任安全審査官、谷主任安全審査官、西来主任技術研究調査官※、鈴木安全審査専門職、馬場係員、松末技術参与

九州電力株式会社：土木建築本部 副本部長 他10名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

<<本年4月5日に受取済み>>

・川内原子力発電所1号炉及び2号炉 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 審査資料の品質確保について（コメント回答）

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	はい、原子力規制庁地震津波の鈴木です。時間になりましたので、川内原子力発電所玄海原子力発電所、審査資料の品質確保、コメント回答の2回目のヒアリングを始めたいと思います。
0:00:18	九州電力から、こちらは4月5日付ですね昨日付で資料提出あります。まずこちらの説明をお願いします。
0:00:32	はい。九州電力のイマバヤシです。よろしくお願いいたします。
0:00:36	資料は、右肩、資料番号P T S 023 T P G 021の一部を準備しておりますこの資料に基づきましてご説明をさせていただきます。
0:00:47	資料のご説明なんですけども、前回3月28日に平尾実施いただきましたけどもその資料を一部修正という形で本日資料を準備いたしておりますので、
0:00:59	主立った修正点をご説明するという事で進めたいと思いますがよろしいでしょうか。
0:01:05	はい。修正してない箇所とかもう飛ばしていただいて構いません。はい。
0:01:10	はい、承知しました。では説明させていただきます。
0:01:13	ではページちょっと飛びますけど4ページをお願いいたします。
0:01:20	ここの不適合の処置のところなんですけども、事象ナンバーワンとNo. II 共通ですけれども、不適合の処置で計画それから実施のところ、
0:01:32	で、前回は当該審査資料の修正を実施ということで、この措置に当たりました審査資料の提出をもって完了という、今後ございましたけども、
0:01:45	ここを当社の答えましたけども、ここの中で方針完了ということで、計画を3月3日、実施を3月8日ということで、記載の方を修正させていただきます。
0:01:58	4ページは以上になります。
0:02:00	次5ページをお願いいたします。
0:02:06	5ページの
0:02:08	図の真ん中の段、調達要求に基づく図面編集のところの委託先のところなんですけども、図面編集内容指示の右側のところ、
0:02:19	本部計画書類及び、そうでございます。この当初の運用ルールという記載をしていたんですけれども、
0:02:31	ちょっと今回ちょっと資料全般にわたりまして、ルールというところが少しわかりにくいところもございましたので、少しちょっとそのルールという記載をもう外して方がいいものをもう少し具体的に書いた方がいい

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いものってのを少しちょっと説明させていただきまして修正をしています。ここでは、
0:02:45	運用ルールというところを運用というふうに修正してございます。
0:02:49	今度一番下の審査資料作成チェックのところ、審査のプロセスというところへの右側に当社の規程類に基づきってというふうな記載ございますけども、
0:03:02	前回の当社のルールに基づき、
0:03:04	すみませんちょっとですね音声のなんか調子が良くないみたいなのでもう少しですねゆっくりしゃべっていただくとありがたいんですけど、はい。
0:03:17	はい、承知しました。
0:03:19	すみません。資料今5ページをご説明しておりましたけども5ペー、あそ、その前の4ページのところから戻った方がよろしいでしょうか。
0:03:30	5ページから大丈夫です。
0:03:33	はい、わかりました。
0:03:35	はい。では5ページ、重複するかもしれませんが改めてご説明させていただきます。
0:03:41	この図の中段の図面編集作業の委託先のランク、図面、編集内容指示の囲みの右側に、委託計画書類及び委託先の運用、
0:03:55	に基づき、業務遂行、記載がございます。
0:04:08	すみません。
0:04:11	すみませんこちらの方にちょっと御先ほど佐口さんがおっしゃられた押せば、さらにまた遅れて、届いたんですけども、そちらの方は、声は聞こえております。問題なく聞こえておりますでしょうか。
0:04:24	はい。規制庁佐口ですこちらも実は同じような状況ですねイマバヤシさんの説明してるのは、何か繰り返しですね。
0:04:33	何頭すごく速くなった。
0:04:36	たりするのでちょっとあまり、
0:04:38	音声の調子が良くないみたいで1回ちょっとビデオというか、画面の方、お互いにちょっと落とさせていただいて、
0:04:47	また、説明再開していただければと思います。
0:04:53	はい、承知しましたではがん画像の方、施設切らしていただきます。
0:05:06	はい、ではちょっと改めまして5ページの説明になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:11	図面の編集作業の欄の右側のところ、運用と書いてあるところ、前回運用ルールとさせていただいておりますけどもここはちょっと運用という言葉にちょっと修正をさせていただきます。
0:05:25	下の審査資料作成チェックの欄のところの、
0:05:31	に当社の規程類に基づきってという記載がございます。これ、前回当社のルールに基づきってということでか記載してございましたけども、より明確にわかりやすくということで規程類ということでちょっと文言の修正をさせていただきます。
0:05:46	5 ページは以上になりまして
0:05:48	続きまして7 ページをお願いいたします。
0:05:58	7 ページの企業のプロセスの欄になりますけども、白雷也の一つ目。
0:06:05	の末尾に括弧書きで、委託先の運用という記載がございます。
0:06:12	この委託先の運用というのが、前回のヒアリングのときちょっとわかりにくいということのご指摘ございまして、下に米印1ということで、
0:06:23	補足を追加してございます。作業値、この委託先の運用につきましては作業チーム内の決め事であり、社内規定や、本業務の計画書類等の
0:06:35	文書として規定したものではないという記載を追加いたしました。
0:06:40	それと、資料第二つ目のところになりますけども、こちらが前回作業手順メモという記載をしてございましたけども、
0:06:50	作業基準を定めたものではないのではないかということでちょっとこの表現について、ずっと見直しが必要ということで我々考えまして、
0:07:00	記載といたしましては、作業する作業する際の指示内容を確認するメモ、Dが作業メモというふうに呼ぶということで文言修正してございます。
0:07:12	これもページの下に、※2 ということで、
0:07:16	この作業メモというのは、作業開始に際し、委託先担当者が承認者から受けた指示書をもとに、耐用事故をメモに起こしたものと、
0:07:25	いうちょっと補足を追加しております。
0:07:30	では続きましてちょっと1 ページ飛ばして9 ページをお願いいたします。
0:07:38	9 ページ以降ですけども、これ、ここ、この、ここからの修正につきましては、前回のヒアリングで原因、それから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:48	そこから繋がるその是正措置、この繋がりが少しちょっとわかりにくいということで、その間をつなぐような補足をというお話がございましてちょっとそういう観点での修正を行ってございます。
0:08:03	まず左側、左上のオレンジの囲みここは変更ございませんけども、C、それからDにございます。エビデンスの提示、エビデンスを掲示しなかったそれからエビデンスの提示を求めなかったというところなんですけども、
0:08:19	それにつきまして、その下のところに米印で、ちょっと補足を追加してございます。エビデンスの確認行為は、必要に応じ実施することになっており、
0:08:31	委託先担当者と、委託先チェック者、承認者間で事前に必要、事前に必要性について確認をしていなかったというのを追加いたしました。
0:08:41	この右側の方の原因の①のところの、2パラ目ですけども、このエビデンスの件につきまして、エビデンスの確認行為の実施は個人の裁量となっていると。
0:08:54	ことでコミュニケーション不足による確認を行われてなかったということでこのエビデンスの確認河野次長個人の裁量となっているという項目を、文言をちょっと追加いたしました。
0:09:03	それと、右側の原因の②から①にいくステップ、原因二つございすけどもだった原因といたしましては、コミュニケーション不足と整理してございすけども、
0:09:16	この2から1に行く矢印のところ、
0:09:19	で、前回はこのコミュニケーション不足による思い込みを防げなかったというか、気づけなかったということだけを記載してございましたけども、なぜコミュニケーションが不足して、
0:09:30	していて思い込みのあまり気づけなことができなかったかという観点で、冒頭で、作業前に、具体的な作業手順を作成するルールがなく、
0:09:41	手順のすり合わせも行っていなかったためという文言を追加いたしました。
0:09:49	このページの修正は以上になります。
0:09:51	続きまして10ページです。
0:09:54	10ページの修正につきましては前前ページの9ページと同じ仮称の修正を行ってございます。
0:10:03	続きましてちょっと1ページ飛びます12ページをお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:11	12 ページ、ここが原因をもとに、原因から是正措置に繋がる、説明をしているページになりますけども、ここで抽出した原因の通り、原因の①の担当者と承認者のコミュニケーション不足、
0:10:28	のところに、ポツを二つ追加いたしましたして、これを 9 ページ 10 ページのところにも記載した内容になりますけども、作業前に、手順のすり合わせを行っておらず、認識にずれがあったと。
0:10:42	それともう 1 点、エビデンスの確認行為の実施は個人の裁量となっており、
0:10:47	コミュニケーション不足による確認が行われていなかったということ、を、文言を追加いたしました。
0:10:53	それと、②から①に行く、向かっていく矢印のところ、これも 9 ページ 10 ページと同じ内容になりますけども、作業前に具体的な手順を作成するルールがなく、
0:11:05	手順のすり合わせも行っていなかったという記載を追加してございます。
0:11:11	これを踏まえまして右側の是正措置の方になりますけども、是正措置の項目自体は変更はございません。その項目の補足の説明書きで書いてあるところ、
0:11:23	ほか、若干ちょっと修正名をしてございまして、
0:11:27	まず是正措置①の二つ目のポチのところになりますけども、
0:11:34	今回その作業メモに、具体的な作業手順がなかったことから、条件、方法を明記した作業手順書を新たに作成し、
0:11:45	組織内で共有するというところでちょっと修正を行ってございます。
0:11:51	三つ目のポチですが、これは前は上記をルールに定めるという、記載しておられましたけどもこのルールというのは、もう少し具体的にということで、
0:12:02	品質活動、品質保証活動に必要な新たな事項として、品質保証計画書に定めるということでちょっとルールという記載を、も具体化した記載に修正をしております。
0:12:15	続きまして是正措置の②。
0:12:18	になります。
0:12:19	ここのポチの二つ目ですけども、
0:12:22	こちらは、エビデンスの話エビデンスが個人の裁量によって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:29	個別確認は個人の裁量によって行われたということを踏まえまして、このエビデンスの確認行為を、品質保証活動に必要な新たな事項として、
0:12:41	品質計画書に定めるという記載を追加をいたしました。
0:12:47	それと、是正措置のバルサンと④ですけれども、前回ちょっとこの3点よりちょっと入れ替えてたんですけども、その4の上にあるさらなる環境の改善として以下を立案っていうのがちょっと、3と4二つかかるかもかかるようにも見えるというちょっと、
0:13:02	ご指摘もございましたので順番を入れ替えてございます。
0:13:07	続きまして13ページをお願いします。
0:13:13	13ページ、こちらは、原因それから是正措置、今後変更ございませんで、是正措置②のところの二つ目の土地、
0:13:23	なんですけれども、こちらは記載をちょっと少しわかりやすくということで、前は当社技術社員が、当社の技術的視点を有する当社社員が、
0:13:35	チェック今後具体化して、ルールに反映するという記載をしてございましたけれども、これをちょっと少しそのルールということを明確にわかりやすくということで、種静止後につきましては、
0:13:48	技術的視点を有する当社社員が資料内容に応じてチェック方法を明確化し、
0:13:54	それに沿ったチェックをすることを社内規定に追加するという記載に修正をしております。
0:14:02	主な修正箇所については以上となります。説明は以上です。
0:14:10	はい、規制庁鈴木です。説明ありがとうございました。
0:14:14	今回2回目なので主に修正があった点、この点を中心に確認をしていきたいと思います。
0:14:26	まず、ルールとかです運用とかこの辺、
0:14:30	単語の統一を図ったというところはそれは結構かなと思いますけど、今日説明あったところは最初は4ページですね、ここは資料の提出ではなくて修正をもって不適合の処置は完了ということで、
0:14:45	多分前回の3月17日の会合のときには、
0:14:49	不適合処置は、別に3、実施中と、未実施だったかなとなっていたと思いますが、あまりそのあたりは、別に今回ですね、そこが変わったからといって、
0:14:59	問題なのは是正処置の妥当性とかその辺なので、特にそのあたりは強調して説明する必要はないかと思います資料はこれで結構かと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:08	5 ページは単語の統一です 6 ページも微妙に変わってますけど同じようなものなので、
0:15:16	7 ページのところですね、これが、
0:15:20	米印が入って委託先の方でのこの作業チーム内の決め事ということで、
0:15:29	プレ社内規定とかではなくって、
0:15:33	作業チームって大体どのぐらいの規模なんですかね。今回だと、多分担当した方本人と承認者とチェックしちやっほぼ 3 人ぐらいですけど、
0:15:43	例えば我々でも一つの家であれば数十人ぐらいいますし、チームっていうのはどのぐらい単位内で、これ、運用したもんなのかなっていうのを、それは単なる事実だけ教えてください。
0:15:58	九州電力の徳永です。基本的にはですね上司でおられる課長の方が今一応承認したということであと、主任さんが主任さんもしくは副課長という方が 1 名程度あと作業担当者が、
0:16:12	1 名ぐらい全部で 556 年ぐらいの程度担当チームというようなイメージでございます。以上でございます。
0:16:22	はい、わかりました。かとかし過失は我々で言うところの過失単位とかでのライン単位ですね。はい。
0:16:29	その決め事ということで、当社内規程や基本業務の計画の文書として定めたもんじゃないですと。
0:16:38	はい。作業手順も作業メモにしたらこれ前回、確認取って特にその手順的なものを書いているものじゃないということなんでこれも結構かなと思います。
0:16:50	あと、これ前回のヒアリングの時にもう少し 678 ページの構成っていうかここで表現ぶりのところで、
0:17:00	結構具体的行動とか行動に問題があった問題のある行動があった時に書いて、ここだけ見ると見えてしまうんで、
0:17:10	そうではあるんですけど一応ここでは、行動を取り上げてその行動に至った背景とか至ってしまうようなプロセス上の問題は、
0:17:20	どこだ、原因分析だから、
0:17:23	は、9 ページ以降、
0:17:25	ここに飛ばすっていう、そういう説明でよろしいんですかね。
0:17:30	パッと全体を、9 ページ以降まで多分見ていくと、引っかからないと思うんですけど、678 だけ見ていくとその問題のある行動みたいところで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:40	引っかかってしまう人もいるかなと思ってですね。
0:17:43	特にここは変えないっていうことでよろしいですかね。
0:17:50	はい。九州電力の徳永です。ここの 678 ページにつきましてはあくまでもその定めた業務プロセスと実際に行った行動を差分を見見いだしましてその中で、
0:18:01	誘発したような行動が、どのようなものがあつたかというのを、事実関係を整理するページ主でございまして、90 で先ほど鈴木さんがおっしゃられた通りその中で原因となった、実際の問題となった部分を洗い出すと。
0:18:15	M資格なぜなぜ分析をしながら、洗い出すというたてつけで資料構成をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。
0:18:25	はい、わかりましたじゃちょっと説明の時にもですねその辺のところ丁寧に、流れをご説明いただければと思います。
0:18:33	678 のところはその事実関係のところ少し表現をわかりやすくしていただいただけなので、
0:18:42	9 ページ 10 ページのところなんですけど、
0:18:46	ここもですね何点かわかりやすく書き出してはもらってるんですけど、
0:18:53	この 9 ページ 10 ページと 12 ページのところを見比べるとですね直した部分ですね。
0:19:00	微妙に 12 ページのこの原因 1 とか、原因 1 の下ですね、この辺に書いてあるもの等、
0:19:09	9 ページ、10 ページのこの現位置の辺りに書いてあるものがちょっと微妙に表現が違うので、この辺でもうちょっと統一してもらえませんかねってというのがあってですね。
0:19:21	もともとコミュニケーション不足トーマス思い込みの参照誤りというところでそこは一旦御社の方で、原因の名称というか、名称をつけてるんでそこは変えないかと思うんですけど。
0:19:35	ここってコミュニケーションが悪かったんでコミュニケーション取れば解決とかそういう類のことではなくって、
0:19:42	最後その委託先是正措置を見てみるとですね、当時はその作業チーム内で曖昧な、その運用で必要に応じてやりましょうっていう、そういうところを今回、
0:19:54	改善をするんですよ一応社内規定にするってのも変な話なんで、この本件の委託、このような委託の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:03	契約に基づく、品質保証活動の事項としてその品質保証計画に定めまして、変えてくるわけなので、
0:20:10	ちょっとそこに繋がる部分を一番強調してもらった方がいいのかなと思うんですけど、どうですかね。
0:20:28	九州電力のイマバヤシです。すいません。今鈴木さんがちょっとおっしゃられたイメージがちょっとすいません我々もちょっとよく理解できなかったところもありまして、大変申し訳ないんですが、ちょっと再度ご説明いただいてもよろしいでしょうか。
0:20:44	すいません。
0:20:46	12 ページの原因 1 のところに二つポツを打ちましたよね。
0:20:55	はい。ここに書いてあることは別に変なことではなくてこの間ヒアリングで確認したことなんですけど、
0:21:01	ここに書いてあることと、
0:21:04	前の 9 ページ 10 ページに書いてあることって、
0:21:11	おんなじこと書いてありますか。
0:21:14	12 ページの二つ目のエビデンス確認行為の実施の方は多分全く同じことが書いてあるのかな。
0:21:20	その 1 個前の作業前の手順のすり合わせを行っていない。
0:21:28	ていうのは、これは原因 1 の方ですね 9 ページ 1 編の原因 1 のところには、
0:21:36	書いていなくて、
0:21:41	これ下なんか矢印ですかね四肢
0:21:44	2 の方からくる矢印のところには見ると、ちょっと書いてあるんですけど、
0:21:50	ちょっとこの辺もう少し統一化してもらいたいというのが一つと。
0:21:55	あとは、一応御社として、一応コミュニケーション不足っていうところを、もう現位置としてですね名前つけてるんで、これはもう変えないんだと思うんですけど、
0:22:07	とはいえ、
0:22:08	コミュニケーションが取れてなかったから今後仲良くコミュニケーション取りましょう解決ではないですよ。是正措置って、
0:22:15	その曖昧なルールが運用だったものを、きちんと品質保証計画書に定めて、
0:22:23	きちんと手順確認してから作業に入るようにしましょうなので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:27	ソト一の、
0:22:30	原因のところですね、いくつか足しましたよねこの今までは、手順のすり合わせもやってなかった。
0:22:37	とか、個人の裁量でエビデンスを確認するようなそういう運用だった。だからそこを改めましょうっていうふうに、その部分をむしろ強調した方がより、
0:22:47	わかりやすいんじゃないですかという、その2点なんですけど、1点目は、単に表現、表現というか記載は、
0:22:54	もう少し統一を共通化してもらいたいっていうのが1点目ですね。
0:22:58	2点目は強調するところはもうちょっと違うところじゃないですかっていうのが2点。
0:23:07	はい。九州電力の徳永です。1点目証言が微妙にずれ、9ページ10ページと12ページの頭のところが微妙にずれているということでここを統一をするようにいたします。
0:23:18	それと、原因1と原因のつなぎのところで実際に是正処置のところとしては、曖昧なルールだったのが、品質、今回非手順をしっかりと定めて、品証計画書に織り込むと。
0:23:31	いうところのこの繋ぎの部分ですね、ここの部分がもう少し読み取れるように強調できるように、資料の方を少し工夫しようかなというふうに思います。具体的には、今ちょっとまだ、
0:23:43	まだ私の私案ではあるんですけど、今ちょうど下にウィンチと是正処置の間つなぐところに、矢印のところにですね点線の線で囲って上に
0:23:56	作業開始前に委託先がないで作業に関する共通認識を図ることにより、3番当社の思い込みを防止しチェック者承認者のチェック体制を強化というふうに記載してるところがあるんですけども、
0:24:08	ここの部分に、結局曖昧なルールだったことをしっかり明文化対はっきりと、今回
0:24:17	手順書を作成してそれを品証計画に具体的なルールとして織り込むことで防止を図るというような少し強調めいたことを、愛知ではどうかなというふうに考えております。以上でございます。
0:24:30	はい。ありがとうございます。若井益子の白い点線枠ですねここの部分をちょっと表現を変えるってことですかね。わかりました。
0:24:41	あとはそうですね、9ページのところ、文字をふやすのもあれですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:48	作業、そうか、9 ページの現位置で言えば、委託先チェック者承認者は羽根荒尾にある方に荒さかのぼって編集作業を実施していた。
0:25:01	そのあとが抜けるんですかねこの認識にずれがあったのを、
0:25:05	間が、
0:25:07	9 ページと 12 ページでちょっと違うので、
0:25:10	12 ページに書いてあるような、作業前に手順の水圧を行っておらずが、
0:25:14	多分パツと読めないようになってるので、その辺りを表現に直してもらえばいいかなと思います。
0:25:21	書きぶりは任せますけれども、
0:25:24	他方 11 ページですね、これは御社の方のもの。
0:25:32	ここは、
0:25:34	特に用語かな編集とかって用語の適正化をただけだと思うんですけど、
0:25:41	これと、じゃあ 13 ページですかね。
0:25:47	比べてみると、これも前回のヒアリングでも少し言ったんですけどこれ最後その社内規定を少し変えたり、それに基づいてチェック方法を明確化したりっていう、
0:25:59	いうものなので、
0:26:02	11 ページの方にも書くのかっていうのはあるんですけど、結局 13 ページのところで、単なる認識不足チェックの不足とかっていうと、
0:26:12	何か認識が悪かったんで、教育すればいいんですかとかっていう、
0:26:16	そういう見方もここだけ見ると出てしまうので、もう少しその何はよかったんだけど何が足りなかったのかっていうのを、これ今 12 ページの方だと、
0:26:26	少し点線で紐づけるような形であり、書いてありますよね。ちょっとそこを少し補完してもらいたいですけど。
0:26:34	ここって、御社的には
0:26:37	この間ってどういうものが、どういうことをですね、かけるのかなあとって、
0:26:42	しておられるのかっていうところで、一応我々の認識としては、
0:26:47	これ社内のなんだない内規じゃなかった。
0:26:53	審査手続き要領ですか。あれのチェック項目自体それ自体は、きちんと項目挙げてたんだけど、どうやってチェックすればいいのかっていうところは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:04	こういう物事に応じて明確にはなっていなかったんで、
0:27:09	それを明確にしてチェック方法を明確にして、チェックをしなさいと、それを1、きちんとした社内内規のところに追記をして、
0:27:19	それに基づいてチェック項目は、チェック項目の接触方法を明確にして作業に当たりましょうっていう
0:27:25	その部分だと思うので、ここをですね、ちょっとそこを相田、右、右には書いてある話なんですけど、もっとう、
0:27:34	正しい線のチェックが不足してたっていうところとか特に真上の認識不足ですね。
0:27:39	こういうところを、左から右に、
0:27:42	いく過程で、何が重要なかっていうのを12ページの、この点線四角囲みみたいな形で結構ですので、一言御社としてどう考えているのかを書き出してもらいたいというのが一つお願いします。
0:27:58	はい。九州電力の徳永です。12ページと同じように点線と黒みみたいなような形で、この間を埋めるような言葉を入れようと思います。先ほどの内容につきましては鈴木さんからお話がありました通り、
0:28:12	我々としてはその安全審査手続き要領に関するチェック項目自体に不足過不足があるとそういうわけではございませんで、実際にじゃあその項目に対して、どういった運用でチェックをするか、そこら辺が少し曖昧なところがあったというところ、明確化すると。
0:28:28	というような内容につきましてはこの間を埋めるような形で資料の修正をさせていただきます。以上でございます。
0:28:38	はい。よろしくお願いします。
0:28:41	次がですねちょっとここは御社イトウ確認をしたいんですけど今回の委託先の改善ですね、12ページ。
0:28:51	ここを表現を、
0:28:55	いわゆるその規定会に行ってるのか、何なのかをわかりやすくしてもらった結果ですね。
0:29:01	これえいぜ。委託先の是正措置1にもう、この品質保証活動に必要な新たな事項として品質保証計画書に定めますと。
0:29:12	ということで、そこに紐づけた形のいわゆるルール化をしますと。
0:29:19	ということなんですけど、でもこの品質保証計画書に何を書くか、何を書けば承認するかってこれ、御社がその契約時に承認をしているもので、別にこれって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:33	同じ内容別の者に、同じ内容だったり別のあれでも結構なんですけど同じようなことを別の業務で
0:29:40	委託した時、
0:29:42	どうするのかっていうのを見ると御社の方の改善には、やはり品質保証計画書にこういうものが書かれていないといけないそこを変え、改善に行きますというのが読めなくてですね。
0:29:55	これ一、あくまで今回の委託先の問題なので、委託この本件の委託先のみ、品質保証計画書に定めればよくなって、いや別の会社がですね、同じように、
0:30:07	担当作業チーム内の運用とかですルールとかっていう形の運用でやっていて、また同じ間違いが出れば、その時にまたその委託先の、
0:30:16	方で、品質保証計画書に、後から書き出せばいいみたいなそういうお考えなのか、ちょっとここがですね、委託先の方では、きちんと委託業務の品質保証計画書に、
0:30:27	追加しますと、対
0:30:30	そこに追加されるんだけど御社の
0:30:33	方でチェックするですね品質保証計画書の時には別に書いても書いてなくても、
0:30:39	今のところ通るような your ですね、本社の改善策になってるので、そのあたりのお考えをちょっと聞いておきたいんですけど。
0:30:55	九州電力の徳永です。まず今回、玄海の委託先の技術保証計画書を改訂するという形で限定した、今回の事象については、
0:31:06	玄海の委託先の品質保証計画を今回改訂するという形をとってごさいますんで、他の委託先の品質保証計画もすべからく変えるのかというところという計画はしてございません。
0:31:20	その理由につきましては、基本的には今回我々が調達、要求かけているものに対して大きく問題ではないということは今後考えてございまして、
0:31:32	基本的に、全他の委託先すべてすべからく同じように、水平展開をする必要はないというふうに判断しているところではございましてけれども、
0:31:42	今回の事象につきましては、広く、我々からお願いしている委託先の方にですね情報を共有、インプットした上で、共有化を図るということは、やる計画としてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:56	以上でございます。
0:32:02	すいません
0:32:05	ちょっと最初の方は、業務フロー業務プロセスに沿って上から順番に見ていった時には、当然今調達のところで問題はありませんでしたってのはこれ7、
0:32:16	7ページじゃないか。
0:32:18	6ページか。
0:32:20	であるのはそれはそうなんですけど、一番最後まで行って、今回の委託先で出てきた改善策を見る、見ると、
0:32:28	いやその原因分析を入口業務フローの入口から始めて行って、その時には調達の上問題がなかったちゅうのは結構だと思うんですけど、Vのところこの日そこで分析で引っかかってこなかったから、
0:32:41	委託先で今回の委託先で品質保証活動に必要な事項、
0:32:47	に追加すると言っているのに、これはよその会社よその契約は、もちろんすでにやってるんであれば結構なんですけどね、やっててもやってなくても、そこは、
0:32:57	それぞれの会社次第です。ただ、今回このようなことが書いてないですけど今回このようなことがあったんで、関係している。
0:33:07	委託先にも共有はする水平展開はしてますと。
0:33:13	ちょっとそれ今後の担保になるのかなあとというところが、
0:33:17	ちょっと疑問なんですけど、結局、何かあったときに、いや、そもそもそれって、作業手順を作って、きちんと作業方法を共有してから作業にあたり何で品質保証計画書で、
0:33:30	要求してもかけて要求してませんよねそれで承認されてますよね、九州電力さんと。
0:33:35	納品時とかにも、そんなもの作業手順作ってやるって、品質保証計画書になってないもので承認されてますよね。だから我が社そんなものを作ってつくってから作業当たってないんですけどっていう。
0:33:46	そういうふうにも意はいえるわけですけど。
0:33:49	そこら辺をソートどういう担保の取り方をしているのかっていう
0:33:53	点で聞いたかったんですけどね。
0:34:14	はい。形状の河田です今都築さんの席の通りですね
0:34:18	通常のお考えですと当社が品質保証要求事項、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:23	頂に要求した上でですねそのアンサーとして品質保証計画書が提出されるという流れになりますので、こんな小中店は何か書いていなかったとしても当社がそこに意義のあるいうものではないと。
0:34:36	プラスアルファなので、
0:34:40	それをサイドに任せるってことになりますけれども、今回の事象の是正と、
0:34:45	いう意味で、どこに書くかというのは、委託先と協議の結果は、全般的な話ということで品質保証計画書に反映するというので
0:34:55	上のように、実際の実際反映される娘を記載させていただいたというのが実態でございます以上です。
0:35:06	はい。長屋調整官手挙げておられて、お願いします。
0:35:13	ラグやです。ちょっと私確認したかったのは、
0:35:17	資料の6ページのところ、今のところに関連するんですけど、
0:35:23	この6ページを見ると、
0:35:26	具体的行動のところの、
0:35:29	九州電力のところの仕様書記載事項ということで、解析に係る業務計画書の作成は解析業務については、
0:35:40	規定していたと。それに対して、委託先の方では、その下のところの注記のところに書いてあるんですけど、審査資料作成助成業務の手順については、
0:35:53	九州電力と連絡湿度を対応するということにしていたということなんですけど、今回の
0:36:02	12ページ是正措置、
0:36:05	ていうのは、
0:36:07	これは品質保証計画書に定めるとしてあるんですけど、これについては、市資料、審査資料作成助成業務であったとしても、
0:36:20	こういった
0:36:23	具体的な作業手順の確認をしっかりと行いますよということを、
0:36:28	是正措置として次ということを、
0:36:32	いうふうな、これ解析業務にとどまらず、すべて資料し審査資料作成、作成助成業務を含めてすべてやりますと。
0:36:43	いうことを言ってるんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:50	はい。九州電力の徳永です。今回の助成業務について、解析業務計画書に定めるような解析業務の軽減や検証までは、やるようにはしてございませんで、
0:37:03	あくまで今回、編集作業を行うときに、実際にどういう作業手順でやるか、具体的に言いますと、編集指示があった図面に対してどのデータを参照して、
0:37:16	どういう作業を行うかというのを明確化するという手順を、今回新たに作って、作業主査に、担当者、支援者から担当者に、説明を行うと、指示を行うということを考えてございます。以上でございます。
0:37:36	矢倉です。
0:37:37	それがですね6ページの関係で何をどう変えるのかちょっとよくわからないんですがそこをちょっと教えていただけますか。
0:38:29	すみませんちょっとお待ちいただいてもよろしいですか、すみません。
0:38:34	もっと単純にイエスノーの質問で、明確に質問するとしたら、
0:38:41	まず仕様書記載事項については、
0:38:44	解析に係る業務計画書の作成は解析業務について、
0:38:49	規定していたと。それに対して審査資料作成助成業務については規定していなかったんだけど、その仕様書の記載事項については変更はしない。
0:39:01	イエスかノーか、じゃあ何を変更するのかっていうことでは、
0:39:06	その下の6ページの下のところの委託先の品質保証計画書の中で、審査、資料作成助成業務の手順について不明確だったところ、
0:39:20	対応を具体的に記載していなかったことに対して、
0:39:26	具体的に記載するように委託先の方が、
0:39:30	運用を変更すると。
0:39:34	という変更になったのか、それがイエスかノーか、それは
0:39:40	委託先の、
0:39:42	ところではどういうふうにそれをコントロールするのか。
0:39:50	これは委託先が、今回のミスを起こした会社でなくても、それが、それについて
0:40:00	この計画書に反映する、品質保証計画書に反映する。
0:40:04	そうした時にどういうふうなルールをもって、ただ事業者のルールなのか委託先のルールなのか、どういうふうに水平展開をしてそれを周知するのか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:14	そこんところはどするんですか。
0:40:16	その3点についてちょっと教えていただけますか。
0:40:22	はい。九州電力の徳永です。まず一つ目の、解析業務、確定、委託委託実施要領書並びに解析業務計画書等に何か修正をかけるかというところは、名倉さんのご指摘の通りでございます。
0:40:36	続きまして、この委託先が提出する品質保証計画書に委託先がみずからと修正をかけてくるものを、
0:40:47	どするかということでそれも名倉さんのご指摘の通りイエスでございます。
0:40:52	で、他の、朝の水平展開、というところをなんですけれども、我々今回一つ一つの女性業務細かいところにですね、1個1個、は、要は、どいうプログラム、どいうパソコン使ってどいうふうにやるとかっていうのを細かく、
0:41:12	規制業務について、手順書が必ず必要では、必要かという、どいう理解はしてございませんで、ただし、どいう業務に対して、しっかりと認識を出資者と担当者の中で今日認識を共有を図るとどいうことで、
0:41:27	作業開始前にしっかりとミーティングを行って認識がずれがないということをかけてスタートするどいうのも、やり方としてはありだと考えてございませし、それをまたはさらに補強するために手順書もしっかり作るどいうのもそれもありかどいうふうに考えてございませ。
0:41:42	なので、今回の委託先が作りました是正措置計画の中で作業手順書もしっかり作るどいうふうなもの、これは当然我々としてはそれはOKだと、考えてるんですけども、
0:41:52	それが掘田の委託先の必要条件かどいうとそこまでは考えていないどいうところございませ。なので、基本的に我々が要求している部分の事前要求でしっかりと本来仕事をする上で作業も、委託先のところの中で、
0:42:06	認識をしっかりと合わせてやるどいうのは当然のことございませるので今回の事象ってどいうのを、しっかりと共有を図るとどいうことで紙幣展開どいうふうな形を考えたいなどいうふうに考えているところございませ。以上ございませ。
0:42:25	すいませんちょっとここ絵が少し、
0:42:33	ここ絵が時間遅れで話をしてしまっってちょっと聞き取りにくかったところあるんですけど、
0:42:38	ちょっと気がかりだったのは、ちょっとよくわかんなかったのは、
0:42:44	今回ミスを起こしたいと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:47	品質保証計画書に定めるとしてはるんですけども、これは今後、
0:42:58	審査資料作成助成業務を、
0:43:02	含めた形で、委託ウーの事業が行われるときに、それは、委託先はどういう
0:43:12	ルールというか、
0:43:14	運用を、要はに基づいて、
0:43:19	品質保証計画書に定めるんですか。
0:43:25	そこはちょっとよくわからなかったんですが。
0:43:48	品質保証計画書に定める、
0:43:52	と、
0:43:54	委託先の方で、
0:43:56	是正措置をすることに関して、どういうふうなルールか。
0:44:00	ルールに基づいてやるんですか。
0:44:03	それはどうやって、
0:44:04	周知徹底されるんですか。
0:44:10	それは、次九州電力としてはどういうふうに把握するんですか。
0:44:43	藪ハマダでございます
0:44:46	永尾さんの質問ですけれども、パック今回の品質保証計画書に反映するところですね委託先の是正処置、
0:44:57	計画の中でルールを強化するっていうところは当社への約束に戻って、どこに反映するかということで
0:45:06	検討し計画書整理してるというのは先ほどご説明しましたねそれ。
0:45:11	今一番ポイントに、
0:45:13	ご質問されているポイントとしては、その委託先の中で、今後
0:45:20	印刷の計画としたルールが、どのように、
0:45:26	保たれていくか継続的に、
0:45:29	行われていくかということと認識してございますそこは三重県ではですねその是正措置計画として、だけど、
0:45:37	このようなルールをしっかりと変えていくという、この言葉ではですねは把握しているっていうのが実態の状況でございます企業です。
0:45:59	審査資料作成助成業務であったとしても、
0:46:03	作業手順をしっかりと確認するという点について、
0:46:08	ベースを起こした未今回能委託先、
0:46:14	是正措置が必要な委託先において、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:18	これは是正措置計画という形で、今後、
0:46:26	御社との間の業務については、すべからく反映されるという理解でよろしいですね。
0:46:36	はい。九州電力の徳永です。今回の現在の委託先ですね、はすべからく反映されるという理解で。はい。大丈夫だと思います。以上でございます。
0:46:55	はい。
0:46:57	で、水平展開についてはそれは、
0:46:59	この
0:47:00	調達先っていうか委託先固有の問題。
0:47:06	終わったので、他の
0:47:11	委託先については展開はする必要はないということですか。
0:47:20	電力ハマダでございます
0:47:23	対策自体の衛星展開は不要と考えてございます。ただし、情報共有等のですね、
0:47:29	は必要な委託先とする予定としてございます以上です。
0:47:35	情報共有はどのような形で、
0:47:38	どういう取り組みをすることによって、情報共有するので、
0:47:44	どういう
0:47:46	取り組みをすることによって、
0:48:00	九州電力浜でございます。まずはこの未然防止に活用していただきたい情報ということでですね関係する協力会社を選定した上で情報を提供して、
0:48:13	今年度、それ以降もですね受注者品質保証監査当然定期的に行ってございますので、その中でですね対応状況を確認するなどを考えてございます。以上です。
0:48:28	経常のナグラです。すいませんそれは、今契約している内容で今契約している。
0:48:35	委託先については、
0:48:42	そういう形でやるとして、新たに契約する委託先に関してはどう、どう、どうされるんですか。
0:49:19	今まで別件で設工認とかでいろいろ聞いた範囲でいうと、
0:49:29	委託。
0:49:30	契約をする。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:32	前段階の調達管理、調達管理において、
0:49:37	こういうふうな事例があったのでっていうことで、そういうことがないようにっていうことで、
0:49:46	周知するってこういう事例がある。
0:49:49	そのきっかけがあったということを、調達管理の段階で、
0:49:55	情報共有するとか、何かそういう留意事項をちゃんと伝えるっていう、なんかそういうふうな話も聞いたことあるんですけど。
0:50:07	どういうふうに対応されようとしてるんですか。
0:50:11	今回の件。
0:50:12	ある特定の委託先保留の問題。
0:50:17	だけれどもそれに対して、
0:50:19	他の委託先に対して、こういう、
0:50:24	もうペットを注意喚起する仕組みっていうことで、江藤って言って、
0:50:34	考えてるのか。
0:50:38	九州電力の明石でございます。すいません。新たな委託先っていうことでちょっと頭になかったのでっていう話ふうにちょっと一瞬、我々沈黙してしまいましたけども、
0:50:51	名村さんご理解されてる通り、新たな委託先伊井を今後選定し、契約をする場合、当然こういうことがあってまさに一つの基本、
0:51:03	一つの教育という意味でこういうことがあった、大昔いろんな我々まさに設工認の方で入力誤りをしてしまったりしておりますので、そういう事例を基に、教育すると。
0:51:16	いうことも行いますし、契約にあたってその品質保証を計画書等を定める、確認する場合は当然、
0:51:26	こういうことがあったんだっていうのをやりとり集中した上で、その確認を取ると、いうことは、当然行います。
0:51:36	外領空ですけど皆さんご理解されてる通り、伊井でございます。以上です。
0:51:50	規制庁佐口ですけど、ちょっと教えていただきたいのは私
0:51:55	聞いててよくわからなかったのが、
0:51:58	これ業務プロセスの話なので、
0:52:02	何かどうもこうお話を聞いてると。
0:52:05	業務プロセス自体が、委託先によって、
0:52:09	変更になる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:11	ようなお話ぶりでいやそうじゃなくって業務プロセス自体は、
0:52:17	委託先が、
0:52:19	どこであろうと一緒に思うんですけど、
0:52:22	何かそこを、今回の事象に限ってはとか、今回の
0:52:27	委託業務先でこうだったからこうですっていう、
0:52:32	何かご説明をされるのがちょっとぴんとこなくてですね。
0:52:35	そのあたりちょっと教えていただけます。
0:52:58	はい。九州電力の徳永です。業務プロセス自体が変わらないというのはご理解の通りだと考えております。実際にそれぞれのこのプロセスに基づいて委託先が運用の中で実施をするんですけども、
0:53:12	今回お店があった玄海の委託先について評価するポイントが7、ちょっとあったと。金井さん、委託先とは、資格は明確に細かくはできてませんけど今回根源か玄海がやって委託先に強化するポイントがあったというふうに理解をさせていただきます。以上でございます。
0:53:42	はい。規制庁サグチそれはだから多分、御社のおっしゃる、
0:53:47	水平展開という形で、情報を共有した形で、
0:53:56	委託先に限定せずに、
0:54:01	情報共有という
0:54:05	ご説明でしたけど、そういうことを、
0:54:09	していったら、業務プロセスというもののの中で、そこはきちんと担保されていくと。
0:54:20	いうご説明と理解してよろしいですか。
0:54:26	はい。九州電力の徳本香川です。今佐口様、ご説明いただいた通りでございます。以上でございます。
0:54:47	規制庁鈴木です。そうすると、
0:54:50	ちょっと御社の是正措置のところに書くこの後少しも言おうと思ったんですけど前回だと少し水平展開とか、今後、
0:54:58	このお話まで少し書いてあったんですけど、
0:55:02	これちょっと注文つけようと思ってたのはですね最後2、最後まで最初でもいいんですけど、
0:55:09	何かまとめの概要ページみたいなものを、1枚入れてもらいたくて、簡潔に。
0:55:15	結局是正措置の前と後で何がどう変わるんですかと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:20	いうところとですね、あとは、是正措置も幾つか挙げてるんですけど、これ全部完了しないと、正しい審査資料が出てきて、今後で続けてきてですね。
0:55:32	当然ヒアリングなりたり、審査会合で指摘があるとまた新しい増図面を作って出してくるわけですけど、
0:55:40	そういうものがですね新しい資料が出てくる、今後も出てきて続けてくるといえるのかっていうのが、
0:55:46	何かこう全部これ完了しないと、それはできませんって言うとなヶ月先ですかになるんですけど、多分そんなことはないはずなので、
0:55:54	ちょっと今後やるのが何でこれができたんでこれはすぐでき、これはもうできるんで、後は正しい資料が出せるようになるんですよっていうのを、
0:56:04	わかるようなですね、概要 1 枚紙が最後。
0:56:09	てもらいたいんですけど、
0:56:14	はい、九州電力の徳永です。最後のページ、まとめ概要ということで、今、複数立てて是正措置が終わっているもの、今後やる予定としているものを明確に分けた上で、
0:56:27	今後出そうと思っている玄海の本体資料等々がしっかりと出せる状態にあるのかどうかというのがわかるような形のまとめ資料を 1 枚差し込むようにさせていただきたいと思います。以上でございます。
0:56:43	はい。お願いします。あとですね、ちょっと是正し、今の 13 ページのところに書くのかどうかちゅうところがあんまりイメージ湧かなかったんですけど、そのほかのところ水平展開ですよ。
0:56:57	ちょっとその水平展開する時に先ほども途中のやりとりがあった時に当然、今回の委託先は、何か指示書とかですね、作業手順書とか結構ガチガチに、
0:57:09	作るというところでそれはこの委託先がそういうは、是正措置をするという判断をされた。
0:57:17	ので必ずしもそれが唯一無二の方法ではないチャンスはおっしゃる通りなんですけど、
0:57:22	他のところ、他市も他社にもう今回のことがあったんで共有しますという、そのどういうことを共有しようとしているのかっていうのを確認したくてですね。
0:57:33	まさしくその原因に挙げられているようなその作業前に手順のすり合わせをしてなかったんでおきました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:40	だからそういうところは、皆さんをもうすでにやられてる会社、いいですしやられてなかったらこういうところを注意してくださいねっていう、この原因に書いてあるようなことこの辺のところを、
0:57:50	共有しようとされているんですかねそれとも、いやこの会社はもうこういう品質保証計画書にもこういうガチガチなことをやられてるようになってますけど、
0:57:59	別にやるもよしやらぬもよしっていうのはこの具体的な対策、是正処置みたい内容のことを、共有しようとしているのか、こういう原因でこういうことが起きてるんで、
0:58:10	御社にもですねそういうようなことがないのかを確認してもらいたいんで確認というかそういうのがあるんだったら、注意してもらいたいんですねって、アラートを出すのか、ちょっとそのあたりですね。
0:58:22	フワッと本件について、他の委託先にも共有するっていうと、何を共有するんですかっていうことになるんで、
0:58:30	こちら辺ちょっと教えてもらっていいですか。
0:58:35	はい。九州電力の徳永です。スカパーの委託先への共有につきましてはまずどういった間違いがあったかという概要のところから入って、原因分析等を5節、周知をするんですけど一番やっぱポイントとして考えてございますのは原因分析のところ、
0:58:51	今回作業を開始前にしっかりと内容の確認を事前に決定をしてしてなくて、このような事態が起きたということで、やっぱり作業実際開始する前に、ツールボックスミーティングというような形でしっかりと作業認識者、
0:59:08	合わせると、実際の申請する人と作業する人の認識をしっかりと合わせて作業をやりましょうねというのが非常に大事なんですよというところを、
0:59:18	しっかりと各社の方に共有させていただきたいというふうに考えてございます。
0:59:24	以上でございます。
0:59:28	はい、わかりました。その辺の内容は、どこに書くのがいいんですかね。今、是正措置計画に書くと変なんですかね御社の位置付けとしては、
0:59:41	そう、そうなります。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:46	まとめのところに最後に、代表1枚入れるようにしてございますのでその中に少し触れるような形でどうかなというふうに考えてございます。
0:59:58	はい。考えはわかりました。はい。
1:00:05	他すみません途中で調整官、佐口伊井
1:00:09	さんは入りましたけど他何か確認。
1:00:11	ある方いますか。よろしいですか。
1:00:15	ちょっと資料の方ですね加筆とか、少し適正化修正があるので、九州電力の方から改めてちょっとその修正するにあたってもう1回趣旨を確認しておきたいという点あればお願いします。
1:00:37	はい。九州電力の徳永です。大きくはないと考えてございますが、基本的には12ページの是正処置計画のところ、
1:00:48	オレンジの端のところと、9ページ10ページの方に表現を統一するというところの間の線にあるつなぎのところについて、曖昧なルールだったのをきちんとルール化するんですよというようなところがわかるように、つなぎをもう少し具体化するということ。
1:01:05	それと、13ページのところの、当社の原因と是正処置の間のつなぎのところですね、これも先ほどの12ページの点線で囲っていたようなところのような表現で、
1:01:18	入れると、いうことと、最後にまとめということで、外へ今回の概要と、是正処置が終わったものを終わっていないものというのが少ししっかりとわかるように表現をするということと、最後に、
1:01:32	そのまとめの中でさ、江藤水平展開の話について、他の委託先にもしっかりと今回の情報をインプットしていきますというお話を記載していくと、というような形の資料構成。
1:01:44	で、仕上げたいというふうに考えてございます。
1:01:49	以上でございます。
1:01:54	はい、わかりました。他なければ、以上でヒアリングは終了します双方ないですかね。
1:02:01	よろしいですか。では以上でヒアリングを終了しますどうもお疲れ様でした。
1:02:06	ありがとうございました。わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。